

第47号議案

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年足立区条例第54号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。